

産業廃棄物処分量許可証

住所 秋田県秋田市川尻町字大川反233番地52

氏名 有限会社加藤四郎商店
代表取締役 加藤 圭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 穂積



許可の年月日 令和3年6月17日

許可の有効年月日 令和8年6月5日

1. 事業の範囲
(裏面別表1のとおり)

2. 事業の用に供するすべての施設
(裏面別表2のとおり)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

更新許可年月日:平成18年6月6日

更新許可年月日:平成23年7月1日

更新許可年月日:平成28年6月6日

許可証書換年月日:平成30年10月2日

更新許可年月日:令和3年6月17日

代表者の変更による許可証書換え

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無

(別表 1)

種類	施設の区分	中間処理 圧縮切断施設		
		No. 1	No. 2	特記事項
		取扱	取扱	
燃え殻		×	×	
汚泥		×	×	
廃油		×	×	
廃酸		×	×	
廃アルカリ		×	×	
廃プラスチック類		○	○	
紙くず		×	×	
木くず		×	×	
繊維くず		×	×	
動植物性残さ		×	×	
動物系固形不要物		×	×	
ゴムくず		○	○	
金属くず		○	○	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※		○	○	
鋳さい		×	×	
がれき類		○	○	
動物のふん尿		×	×	
動物の死体		×	×	
ばいじん		×	×	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物		×	×	
自動車等破砕物		×	×	
石棉含有産業廃棄物		×	×	
水銀使用製品産業廃棄物		×	×	
水銀含有ばいじん等		×	×	

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

[備考] ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。
 ・※コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。

(別表 2)

施設の種類	設置場所	設置年月日	能力 (処理能力又は埋立面積・埋立容量等)	許可年月日 (又は設置届出年月日)	許可番号	備考
中間処理 (No. 1 圧縮切断施設)	秋田県秋田市川尻町字 大川反233番地52	平成13年4月14日	33.6 t/日 4.2 t/時 8時間/日	許可対象外	—	100馬力 切断機
中間処理 (No. 2 圧縮切断施設)	秋田県秋田市川尻町字 大川反233番地52	平成13年4月14日	7.2 t/日 0.9 t/時 8時間/日	許可対象外	—	50馬力 切断機